就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十四号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する同項第九号及び第四十号に掲げる事務
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十八号、第十九号及び第二十一号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務

就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する同項第九号及び第三十八号に掲げる事務
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務